

新潟県条例第44号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第14条関係）				別表第2（第14条関係）			
生産物採取料基準				生産物採取料基準			
	種 類	単 位	採 取 料		種 類	単 位	採 取 料
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	175円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円
	長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	65円		長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	(略)	60円
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	130円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,940円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,895円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,895円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに789円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額
	砂利	(略)	195円		砂利	(略)	180円
かき込み砂利	(略)	175円	かき込み砂利	(略)	160円		
土砂	(略)	150円	土砂	(略)	140円		
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき採取料について適用し、同日前に徴収すべき採取料については、なお従前の例による。